

この文書は英語から翻訳されています。不明な点については、英語の原文を参照してください。

# 統合鉱業基準の報告および資格に関するポリシー

—

コンサルテーションドラフト  
2024年10月

Consolidated Mining Standard Initiative



## 統合鋳業基準の報告および資格に関するポリシー

統合鋳業基準は、同じく「統合鋳業基準」と呼ばれる認証マークとロゴの商標を所有および管理する英国法人の非営利団体の商号です。統合鋳業基準は、責任ある生産慣行を促進し、グリーンへの移行に対する業界の取り組みを示すための信頼できる保証の枠組みです。

また、統合鋳業基準は、以下のロゴマークの所有権を保持し、既存の金属固有のロゴマークの使用を規定しています。

- The Copper Mark
- The Nickel Mark
- The Zinc Mark
- The Molybdenum Mark

「パフォーマンスクレーム」とは、上記の「金属マーク」と統合鋳業基準の組み合わせを指します。

本ポリシーの目的上、The 統合鋳業基準関連の権とは、別段の定めがない限り、当該金属に適用される上記の当社のロゴに関連する権を意味するものとします。

### 免責事項

本書は、統合鋳業基準定款、または本書に含まれる事項に関して適用される国、州、地方自治体の法律、規制、その他の要件を置き換えたり、違反したり、変更したりすることを意図しておらず、またそのようなことを行うものでもありません。このドキュメントは一般的なガイダンスのみを提供し、ここに含まれる主題に関する完全で権威ある声明と見なされるべきではありません。統合鋳業基準のドキュメントは随時更新されます。

# 目次

免責事項 .....	1
<b>1. はじめに.....</b>	<b>4</b>
1.1 本ポリシーについて .....	4
1.2 法令遵守.....	4
1.3 統合鉱業基準および統合鉱業基準関連の資格 .....	4
1.4 本ポリシーの目的.....	4
<b>2 すべての統合鉱業基準関連の資格の一般要件 .....</b>	<b>5</b>
2.1 一般要件 .....	5
2.2 ロゴの使用要件 .....	5
<b>3 報告および資格の種類.....</b>	<b>6</b>
3.1 報告の種類 .....	6
3.1.1 自己評価報告.....	6
3.1.2 保証報告 .....	6
3.2 資格の種類 .....	9
3.2.1 参加に関する資格 .....	9
3.2.2 保証に関する資格 .....	9
3.2.3 パフォーマンスに関する.....	10
3.3 パフォーマンスに関する資格を取得するための最小基準.....	11
3.4 保証付与人に関する資格 .....	12
<b>4 報告および資格の提出、レビュー、承認.....</b>	<b>12</b>
4.1 保証報告書 .....	12
4.2 自己評価報告書 .....	12
4.3 パフォーマンスに関する資格 .....	13
<b>5 監視と適用.....</b>	<b>13</b>
5.1 資格の使用の監視と報告 .....	14
5.2 特定された統合鉱業基準関連の資格および報告書の不正使用 .....	14
<b>6 本ポリシーの見直し.....</b>	<b>16</b>
<b>7 統合鉱業基準へのお問い合わせ.....</b>	<b>16</b>
<b>8 参考文献.....</b>	<b>16</b>

9 用語集.....	16
附属書I：保証報告書テンプレート.....	17
附属書II：会社のロゴ.....	18
附属書III：ブランディングガイドライン.....	20
附属書IV：当社ロゴの使用例.....	21



## 1. はじめに

### 1.1 本ポリシーについて

資格とは、ファシリティが一定レベルの統合鉱業基準のパフォーマンスを満たしていることを伝えるために使用されるメッセージや、ロゴ、画像を指します。このポリシーは、この基準に正式に参加している企業とそのファシリティが、マーケティング資料やコミュニケーション資料、年次報告書、その他のメディアで資格を使用できるようにするための枠組みを定義することを目的としています。このポリシーに含まれる枠組みは、自己評価報告および独立した保証済み報告の両方から生じる資格をカバーすることを目的としています。

### 1.2 法令遵守

統合鉱業基準関連の資格を行う企業とそのファシリティは、ラベリング、広告、消費者保護、競争法など、適用される規制を常に遵守する責任があります。統合鉱業基準は、法律違反、または他の組織による第三者の権利の侵害について責任を負うことはできません。

### 1.3 統合鉱業基準および統合鉱業基準関連の資格

ファシリティは統合鉱業基準に関連するパフォーマンスデータを報告し、パフォーマンスが定義された基準に達したときに、ビジネスを差別化するための資格を行うことができます。

統合鉱業基準関連のは、公開されているか、企業間(B2B)通信で使用され、文書化されており、The Copper Mark、The Molybdenum Mark、The Nickel Mark、The Zinc Markなどの1つ以上の統合鉱業基準のロゴまたは金属マーク(以下、「金属マーク」といいます)で構成されるまたは表現です。

統合鉱業基準に基づく報告および資格に関する用語を一貫して正確かつ適切に使用することで、継続的な改善を奨励し、認知度、認識度、信頼性を高めることができます。

この「報告および資格に関するポリシー」を通じて、統合鉱業基準は、報告および資格に関するすべての関連規則を管理し、資格の信頼性と正確性を確保します。これは、このポリシーに別段の定めがない限り、統合鉱業基準は、基準に基づく報告と関連する資格の使用を事前に許可する必要があることを意味します。統合鉱業基準は、不適切であると合理的に判断した名称またはロゴの使用に対して対処する権利を留保します。

### 1.4 本ポリシーの目的

「統合鉱業基準の報告および資格に関するポリシー」の目的は、報告と資格のあらゆる側面に関するルールと、それをサポートするガイダンスを定めることです。このポリシーでは、統合鉱業基準が許可および禁止している資格の種類について概説しています。また、統合鉱業基準が報告と資格を監視し、このポリシーに含まれる規則を実

施するために講じる可能性のある措置についても説明しています。

## 2 すべての統合鉱業基準関連の資格の一般要件

### 2.1 一般要件

以下のルールは、統合鉱業基準関連のすべての報告書および資格に適用されます。

- 統合鉱業基準のロゴおよび金属マークは、総称して「パフォーマンスに関する資格」といい、付属書Iに規定されているとおりに使用および参照する必要があります。
- ロゴの名称は、参照用に英語版を保持しない限り、他の言語に翻訳することはできません。
- ロゴまたはその名前は、誤解を招くような、または混乱を招くような方法で表示したり、統合鉱業基準の評判や信頼性を傷つけたり、害を及ぼしたりする可能性のある方法で表示してはなりません。
- ロゴまたはその名前を他のブランド名として、または他のブランド名の一部として使用することは禁止されています。
- ロゴまたはその名前は、統合鉱業基準以外の会社または組織に属していると解釈されるような方法で配置してはなりません。
- ロゴまたはその名前を他のサステナビリティ/責任ある調達のロゴや、マーク、シールと一緒に使用することは一般的に許可されています。

### 2.2 ロゴの使用要件

統合鉱業基準は、以下の情報を含むブランドガイドラインを作成しました。

- 利用可能なロゴ形式。
- ロゴの最小サイズ。
- 色と許可された改変。
- 背景色。
- 使用が許可されない場所。
- ロゴの配置、サイズ、色などの許容される使用と誤った使用の視覚的な例。

ブランドガイドラインのコピーをリクエストするため、または質問がある場合は、[期限内に挿入される]で統合鉱業基準に連絡してください。

## 3 報告および資格の種類

### 3.1 報告の種類

#### 3.1.1 自己評価報告

自己評価報告書とは、ファシリティが統合鉱業基準の要求事項に基づき自己評価した業績に関連して作成した報告書です。この報告書は、統合鉱業基準にある、ファシリティに適用される24のパフォーマンス領域の各サブカテゴリーの個々のパフォーマンス結果で構成されています。

パフォーマンス結果の自己評価報告は、以下の条件を満たす必要があります。

- 統合鉱業基準の事務局によって統合鉱業基準のウェブページに掲載され、自己評価によるパフォーマンス結果としてラベル付けされている。
- ファシリティが公表する場合は、自己評価によるパフォーマンス結果として明確にラベル付けされており、統合鉱業基準のウェブサイトに掲載されたパフォーマンス結果へのリンクが含まれている。

これらの自己評価報告書は、ファシリティが保証プロセスの対象とならない年に毎年行われます。自己評価報告が保証プロセスにどのように適合するかについては、統合鉱業基準保証プロセスを参照してください。最初の自己評価報告書は、ファシリティの開始日から9か月以内に提出する必要があります<sup>1</sup>。この報告書は公表されませんが、最初の保証プロセスの基礎となります。最初の保証プロセスが完了した後、保証報告書の発行から12か月以内に、ファシリティは2回目の自己評価報告書を事務局に提出してレビューと公開を行い、続いて前回の自己評価報告書の発行後12か月以内に3回目の自己評価報告書を提出します。自己評価報告と保証報告のスケジュールの詳細については、図1をご覧ください。

#### 3.1.2 保証報告

自己評価報告書と同様に、保証報告書では、統合鉱業基準の要件に基づくファシリティのパフォーマンスが公開されます。

違いは、パフォーマンス結果が、統合鉱業基準の保証プロセスを使用して認定された保証付与人によって実施される独立した保証プロセスの対象となり、保証された結果として公開されることです。保証報告書のテンプレートについては、付録1を参照してください。

保証報告書を作成するには、ファシリティは統合鉱業基準 Secretariatを通じて申請し、統合鉱業基準 保証プロセスを実施し、その独立した保証報告書の完全性について事務局によるレビューを受ける必要があります。

---

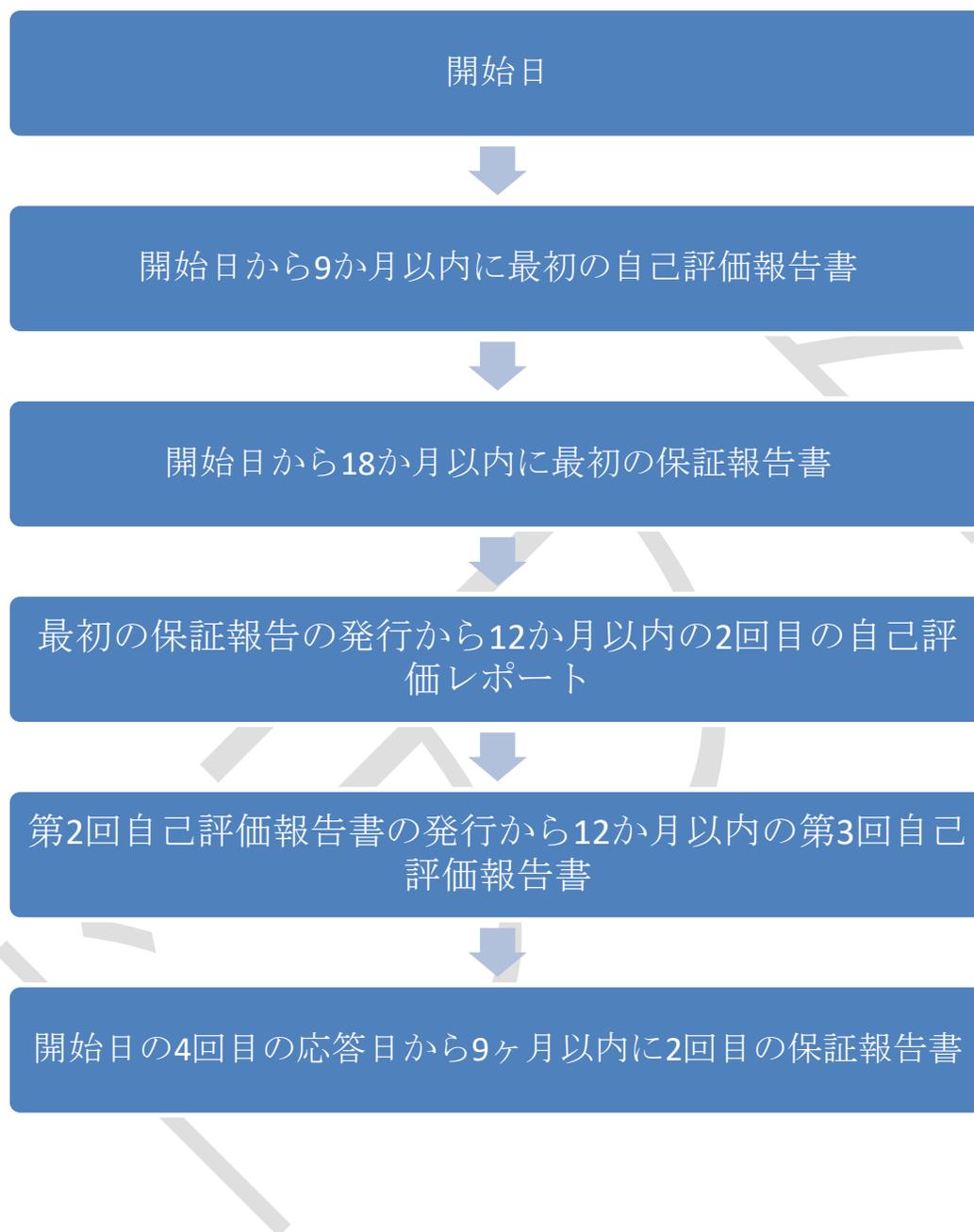
<sup>1</sup>開始日 - これは、ファシリティの統合鉱業基準への参加申請が承認され、ファシリティの参加が正式に開始される日です。この日付は、ファシリティの保証および報告サイクルの開始の基礎となります。

パフォーマンス結果の保証報告書は、以下の条件を満たす必要があります。

- 統合鉱業基準事務局によって統合鉱業基準のウェブページで公開され、保証されたパフォーマンス結果としてラベル付けされている。パフォーマンス結果は、当該ファシリティに記録されている保証付与人が作成した保証報告書と一緒に公開する必要があります。
- ファシリティが公開する場合は、統合鉱業基準のウェブサイトに掲載された、保証付与人が作成したパフォーマンス結果と保証報告書へのリンクが含まれている。

保証報告書は、ファシリティの開始日から**18**か月以内、およびその後は開始日から**3**年ごとの応答日から**9**か月以内に発行されます。保証報告書は、各ファシリティの開始日から**9**か月以内に完成して発行され、その後は**3**年ごとに開始日の応答日から**9**か月以内に発行されることが求められます。**保証報告書**が保証プロセスにどのように適合するかについては、**統合鉱業基準 保証プロセス**を参照してください。

図1.報告サイクルの概要



### 報告スケジュールの例

図1の報告サイクルに基づく、2026年1月1日に統合鉱業基準への参加を申請したファシリティのスケジュールは以下のようになります。

- 2026年1月1日 – 開始日
- 2026年9月30日 – 最初の自己評価報告書の発行
- 2027年6月30日 – 最初の保証報告書の発行
- 2028年6月30<sup>日</sup> – 第2回自己評価報告書が発表されました
- 2029年6月30<sup>日</sup> – 第3回自己評価報告書が発表されました
- 2030年9月30日 – 2回目の保証報告書の発行

## 3.2 資格の種類

### 3.2.1 参加に関する資格

ファシリティは、統合鉱業基準への参加申請が承認され次第、参加に関するを使用することが許可されます。これは、ファシリティが統合鉱業基準の正式な報告および保証プロセスに参加することを約束し、基準の導入を開始したことを示すことを目的としています。これは、統合鉱業基準の要件に対するファシリティのパフォーマンスに関する情報を伝えるものではありません。

ファシリティは、最初の保証報告書が統合鉱業基準のウェブサイトに掲載されるまで(施設の開始日から18ヶ月以内)、参加者を引き続き使用することができます。保証プロセスを開始する前、およびファシリティの開始日から9か月以内に、ファシリティは事務局に自己評価を提出する必要があります。これは、最初の保証プロセスの基礎となります。保証報告書が完成し、公表された後、ファシリティは、以下に説明する保証および/または履行に進むことができます。

**統合鉱業基準の要件に対するパフォーマンスの達成を暗黙的または明示的に伝えるような方法で参加に関する資格を利用しようとする試みは、このポリシーに違反します。**

### 3.2.2 保証に関する資格

保証されたは、参加者を基礎としており、ファシリティの最初の保証報告書が統合鉱業基準のウェブサイトに掲載され次第、開始日から18ヶ月以内にファシリティが利用することができます。保証に関する資格は、顧客、投資家、コミュニティ、その他のステークホルダーなどの関係者に対して、保証プロセスが完了し、保証報告書が利用可能であることを効率的に伝えるために使用できます。

保証されたは、統合鉱業基準の該当する各統合鉱業基準 パフォーマンス領域内で達成されたパフォーマンスのレベルを伝えることを目的としています。

ファシリティは、統合鉱業基準の範囲内で良好な状態にある限り、保証に関する資格を引き続き使用することができます。これは、以下を引き続き行う必要があることを意味します。

- 保証プロセスを実施し、統合鉱業基準の該当するポリシーと手順を順守する。
- 保証サイクルの間の2年間に自己評価報告書を引き続き発行し、
- 3年ごとに独立した保証を実施する。
- その料金が全額支払われていることを確認する。

### 3.2.3 パフォーマンスに関する

パフォーマンスに関するは、保証に関するに基づいており、独立した保証を受け、以下に説明する最低限のパフォーマンス基準を達成したすべてのファシリティができます。

パフォーマンスに関するはファシリティに基づくもので、ファシリティが達成するパフォーマンスのレベルを伝えることを目的としています。

金属マークの対象となる鉱物/金属を1つ以上生産するファシリティは、生産する金属に基づいて1つ以上の金属マークを申請することができます。金属マークのいずれにも該当しない金属や鉱物を生産するその他のファシリティについては、特定の金属を指定しない統合鉱業基準のロゴに基づくパフォーマンスに関する資格を申請することができます。

パフォーマンスに関する資格の資格を取得し、その使用が承認されると、ファシリティは、基準におけるパフォーマンスのレベルを示すものとして、それぞれのロゴを使用する権利が与えられます。パフォーマンスに関する資格は、統合鉱業基準のウェブページで公開され、ファシリティの保証された結果（保証報告書）とパフォーマンスに関する資格の両方が含まれます。

保証に関する資格と同様に、ファシリティがパフォーマンスに関する資格を使用する権利を獲得した後も、統合鉱業基準内で良好な状態にある限り、引き続き使用することができます。そのためには、次のことを行う必要があります。

- 保証プロセスを引き続き実施し、統合鉱業基準の該当するポリシーと手順を順守する。
- 保証サイクルの間の2年間に自己評価報告書を引き続き発行し、
- 3年ごとに独立した保証を引き続き実施し、
- パフォーマンスに関する資格を取得するための最小基準を満たすのに十分なレベルでパフォーマンスを維持し、
- その料金が引き続き全額支払われることを確認する。

### 3.3 パフォーマンスに関する資格を取得するための最小基準

パフォーマンスの取得を申請するには、ファシリティは統合鉱業基準に基づく最低レベルのパフォーマンスを満たしている必要があります。

**コンサルテーションノート: Consolidated Mining Standard Initiative(CMSI)**は、パフォーマンスクレームを達成するための最低閾値を設定するかについて、パブリックコンサルテーションを通じて意見を求めています。私たちは、パフォーマンスクレームがグッドプラクティスの信頼できる主張となるように、閾値を十分に高いハードルに設定する必要性と、どの施設もグッドプラクティスレベルの要件を100%遵守し続ける可能性は非常に低いことを認識しています。また、私たちはこの基準の大規模な導入を推進しようとしており、特に中小規模のファシリティで達成が極めて困難と思われるレベルに基準を設定することは、導入や実施の妨げになってしまいます。そのため、CMSIでは、基準がどのようなものになるかについて、2つの例を提供しています。私たちは、これら2つの例についての意見と、他の例についての提案を募集しています。

#### 例1 - 80%閾値

ロゴ資格の取得を申請するには、ファシリティが統合鉱業基準に基づく最低限のパフォーマンスを満たしている必要があります。具体的には：

1. ファシリティは、該当するパフォーマンス領域の80%でグッドプラクティスレベル、および
2. 残りの適用可能なパフォーマンス領域で基礎プラクティスレベルのパフォーマンスを達成する必要があります。

80%は個々の要件ではなく、パフォーマンス領域のレベルに基づいています。80%閾値をカウントするには、パフォーマンス領域内のグッドパフォーマンスレベルまでのすべての要件を満たす必要があります。

#### 例2 - 75%/75%閾値

ロゴ資格の取得を申請するには、ファシリティが基準に基づく最低限のパフォーマンスを満たしている必要があります。具体的には：

1. ファシリティは、該当するパフォーマンス領域の75%でグッドプラクティスレベルのパフォーマンスを達成する必要があります。そして
2. 残りのすべてのパフォーマンス領域で基礎プラクティスレベルの達成に加え、グッドプラクティス要件の75%を満たす必要があります。

#### その他コンサルテーションに関する質問：

CMSIは、上記の2つの例に関する意見と他の閾値に関する提案を求めるだけでなく、次の質問についても意見を求めています。

- A. 上記の請求や報告の種類を超えて、統合鉱業基準の早期かつ迅速な採用を奨励し、企業がパフォーマンス請求の高い基準を満たすことができるまで基準から外れることを避けるために、移行においてより緩やかなオンランプが適切ですか？
- B. 上記の例の閾値、またはその他の閾値の範囲内で、Good Practice(グッドプラクティス)でなければならないパフォーマンスエリア(例えば、尾鉱管理パフォーマンスエリア)が存在するべきか、および/または、パフォーマンスクレームの閾値を満たすために満たさなければならない特定のパフォーマンスエリア内に特定の要件があるべきか？
- C. Good PracticeやLeading Practiceがすべてのパフォーマンス分野で達成されたときに達成されるクレームなど、より高いレベルのクレームを通じてリーディングプラクティスを認識することに価値はありますか？または、より高いレベルの主張でない場合、統合鉱業基準内でのグッドプラクティスからリーディングプラクティスへの進行を奨励する他の方法はありますか？

### 3.4 保証付与人に関する資格

統合鉱業基準は、優良な認定保証付与人による統合鉱業基準の支持の表明と推進を奨励しています。認定され、良好な状態にある保証プロバイダーは、認定保証プロバイダーの登録簿に含まれます。このような保証プロバイダーは、統合鉱業基準に関連してサービスを宣伝することができます。ただし、統合鉱業基準のロゴまたは関連する金属マークのロゴを使用して、クライアント、潜在的なクライアント、およびその他の関係者に対して、統合鉱業基準に代わって保証サービスを提供する認定を受けていることを示すことはできません。

## 4 報告および資格の提出、レビュー、承認

### 4.1 保証報告書

ファシリティが保証プロセスを完了した場合、保証報告書は、公開前に、保証プロセスで定められた期限内に、審査のために事務局に提出する必要があります。事務局は、統合鉱業基準の保証の枠組みに従って、保証報告書の完全性を審査します。

保証報告書が完全であると判断された場合、事務局はそれを統合鉱業基準のウェブサイトで公開し、本報告および資格に関するポリシーで定義された条件に従って報告書を公開できることをファシリティに通知します。

保証の枠組みに従って、事務局は最大1ヶ月以内に保証報告書を審査し、統合鉱業基準のウェブサイトで公開します。不備が見つかった場合、事務局は是正措置のために報告書をファシリティと保証付与人の両方に返送します。このような場合、報告書は(1)か月以内に再提出して事務局による審査を受けなければならない、事務局は10営業日以内に審査することを目指します。

### 4.2 自己評価報告書

ファシリティに対する保証報告書が完成した後、次回保証が完了する予定の2年以内に、ファシリティは、保証報告書の公表後12ヶ月以内に、また、前回の自己評価報告書の公表からさらに12ヶ月以内に、統合鉱業基準事務局に自己評価報告書を提出することが義務付けられています。受領後、事務局は自己評価報告書の完全性を確認し、以下が含まれているかどうかを判断します。

- 前回の報告書以降に変更された各パフォーマンス領域の更新されたパフォーマンス結果
- パフォーマンスがグッドプラクティスレベルを下回るパフォーマンス領域については、そのグッドプラクティスレベルを達成するために満たされていない該当する個々の要件の特定
- グッドプラクティスレベルを満たすために必要な要件に対応するためのアクションプラン

自己評価報告書が完全であると判断された場合、事務局はそれを統合鉱業基準のウェブ

サイトで公開し、この報告およびポリシーで定義された条件に従って報告書を公開できることをファシリティに通知します。

統合鉱業基準事務局は、10営業日以内に、パフォーマンス結果の自己評価報告の完全性について審査することを目指します。業績結果の開示に不備があることが判明した場合、事務局は申請者に対して是正措置の必要性を通知します。このような場合、パフォーマンス結果の開示は、上記の年次期限内に事務局による審査のために再提出する必要があります。

### 4.3 パフォーマンスに関する資格

ファシリティは、保証報告書を統合鉱業基準事務局に提出する際に、必要なパフォーマンスの基準を満たしていれば、パフォーマンスに関する資格の使用を申請することができます。

ファシリティは、パフォーマンスの使用許可を得るために、事務局に申請する必要があります。その際にファシリティは、**The Copper Mark**、**The Molybdenum Mark**、**The Nickel Mark**、**The Zinc Mark**などの金属マークを申請しているかどうか、または関連する金属マークが設定されていない場合は、統合鉱業基準ロゴを申請しているかどうかを明記する必要があります。

申請を受領すると、事務局は提出された保証報告書を審査して、適切なパフォーマンスの基準が満たされていることを確認し、満たされている場合は、ファシリティが要求する特定のパフォーマンスに関する資格を使用する権利をファシリティに付与します。

パフォーマンスがファシリティに対して承認されると、そのファシリティは、この報告およびクレームポリシーおよびブランディングガイドラインに準拠した方法で、関連するパフォーマンスクレームの使用を開始することができます。ファシリティは、パフォーマンスに関する使用方法について、次のような例を提出する必要があります。

- ウェブサイトへの掲載
- 電子メールのフッターでの使用
- 発行物への掲載

事務局は、これらの事例を審査し、10営業日以内にロゴの使用を承認することを目指します。

## 5 監視と適用

資格と報告書は正確であることが不可欠です。絶対的に見える、または統合鉱業基準の保証プロセスによって実際に評価または保証されるパフォーマンスレベルを超えるパフォーマンスレベルを示唆する資格および報告書は許可されません。

事務局は、不適切に行われたおよび報告の公的な使用を監視します。が統合鉱業基準との正式な関連付けを暗示し、存在しないにもかかわらず、ビジネスまたは一般公衆に誤解を与える結果となった場合、事務局は、統合鉱業基準の知的財産権を保護するために

適切な措置(必要に応じて法的手段を含む)を講じます。

## 5.1 資格の使用の監視と報告

統合鉱業基準事務局は、関連する資格及び報告書の使用を監視するために、以下の戦略を実施します。

- 統合鉱業基準事務局は、インターネット検索サービスを使用して、インターネットベースの資格と報告書を監視し、承認された資格や報告書と照合するための確認を行います。
- 関係者は、**統合鉱業基準**関連のおよび報告に関連する懸念を報告することができ、これらは**統合鉱業基準** 苦情処理メカニズムを通じて調査されます。苦情処理メカニズムは、統合スタンダードのウェブサイトを通じてアクセス可能になり、事務局が監督します。

## 5.2 特定された統合鉱業基準関連の資格および報告書の不正使用

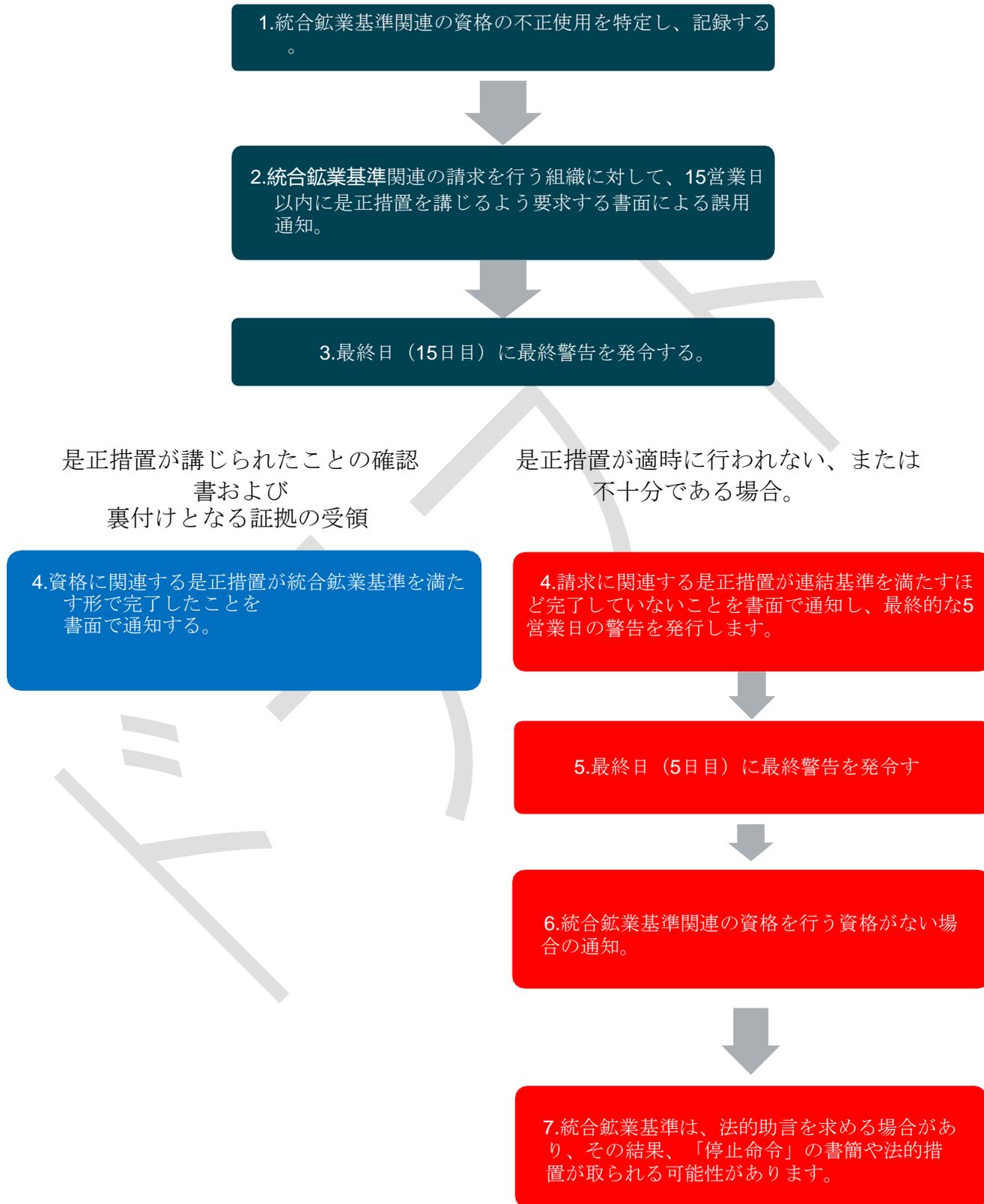
統合鉱業基準事務局は、**統合鉱業基準**関連のまたはレポートが虚偽、誤解を招く、または混乱を招く可能性があるという合理的なリスクがある場合、またはまたはレポートが**統合鉱業基準**によって許可されていない方法で使用されている場合、**統合鉱業基準**関連のおよびレポートの使用を一時停止または取り消す権利を有します。

統合鉱業基準に関連する資格の潜在的な不正使用の特定は、統合鉱業基準事務局自身、統合鉱業基準に情報を提供するそのステークホルダー、または統合鉱業基準の苦情処理メカニズムに基づいて提起された苦情を通じて行うことができます。

不正使用の事例が特定された場合、事務局は問題のファシリティと連携して適切な使用の要件を明確にし、ファシリティと協力して不正使用された報告または資格を修正または削除します。ファシリティが本報告およびポリシーの条項を尊重することを望まない場合、統合鉱業基準に関連する登録商標を防御するために、可能な法的措置を含む適切な措置が取られます。

参加ファシリティがこれらの要件を遵守していない場合、事務局は問題のファシリティと協力して、不正使用された資格やラベルを修正または削除します。このアプローチが成功しない場合、事務局は統合鉱業基準の取締役会を関与させますが、これは停止または解散につながる可能性があります。

不正使用された場合、統合鉱業基準は以下の措置を講じます。



## 6 本ポリシーの見直し

統合鉱業基準事務局は、この報告およびに関するポリシーの内容、実施、および監督について、参加者およびステークホルダーと引き続き関与します。本ポリシーは、実装経験を考慮し、改善できる点を特定するために定期的に見直されます。

## 7 統合鉱業基準へのお問い合わせ

本ポリシーは、統合鉱業基準関連の報告および資格に関する重要な情報を網羅することを目的としています。統合鉱業基準事務局は、フィードバックや質問を歓迎しており、これらはポリシーの将来の改訂に役立てられます。

## 8 参考文献

本方針は、ISEAL Allianceの「Sustainability Claims Good Practice Guide, Version 1.0」(2015年5月)に基づいて作成されています。

## 9 用語集

追加予定

# 付属書I：保証報告書テンプレート

追加予定



付属書II：会社のロゴ

名前	ロゴ	許可されたユーザー
「統合鉱業基準」 マーク	開発予定	必要なパフォーマンスの基準を満たしていることを保証されており、本付属書に記載されている各種金属マークに適合しない製品を製造しているファシリティ
The Copper Mark	 <p>または</p> 	必要なパフォーマンス基準を満たし、販売可能な銅製品を生産していると保証されているファシリティ
The Nickel Mark	 <p>または</p> 	必要なパフォーマンス基準を満たし、販売可能なニッケル製品を生産していると保証されているファシリティ
The Zinc Mark	 <p>または</p> 	必要なパフォーマンス基準を満たし、販売可能な亜鉛製品を生産していると保証されているファシリティ

<p>The Molybdenum Mark</p>	<p>THE MOLYBDENUM MARK </p> <p>または</p> <p>THE MOLYBDENUM MARK </p> <p>RESPONSIBLY PRODUCED MOLYBDENUM</p>	<p>必要なパフォーマンス基準を満たし、販売可能なモリブデン製品を生産していると保証されているファシリテイ</p>
--------------------------------	---	---



### 附属書III：ブランディングガイドライン

最初のパブリックコンサルテーションの完了時に開発されます。これらに含まれる内容の例については[The Copper Mark資格ガイド](#)の付録IIをご覧ください。



## 付属書IV：当社ロゴの使用例

最初のパブリックコンサルテーションの完了時に開発されます。これらに含まれる内容の例については[The Copper Markガイド](#)の付録IIIをご覧ください。

